

健康診断個人票（雇入時）

年度 _____
(R5.1.1改訂版)

所属名	氏名	職員番号 ()			生年月日	年 月 日	性別	
					(年 齡)	(今年度末現在 歳)		
健康診断日		年 月 日		健診機関名				
病歴・症状	既往歴							
	現病歴(治療中及び経過観察中の疾患)							
	自覚症状							
健康診断項目						判定区分 (裏面参照)		
他覚症状 (医師の診察所見)								
胸部 X 線								
身体計測		身長	cm		体重	kg		
		腹囲	cm		BMI			
視力検査		右 裸眼 (矯正)	左 裸眼 (矯正)					
聴力検査		右 1000	左 1000					
		右 4000	左 4000					
血圧測定		最高血圧 (収縮期)	mmHg		最低血圧 (拡張期)	mmHg		
尿検査		尿 糖						
		尿 蛋 白						
血液検査	貧血	赤血球数	万/mm ³		血色素量	g/dl		
	肝機能	AST (GOT)	IU/l	ALT (GPT)	IU/l	γ-GTP (γ-GT)	IU/l	
	血中脂質	中性脂肪 (トリグリセライド)		mg/dl		LDLコレステロール	mg/dl	
		HDLコレステロール		mg/dl				
	血糖	空腹時血糖	mg/dl		HbA1c (ヘモグロビンA1c)	%		
心電図								
その他								
指導区分 (総合判定)								

【参考】

(様式裏)

判定区分について

(R5.1.1改訂版)

判定区分	各健診機関における判定の例
異常なし	異常なし・正常・この検査の範囲で異常なし
要観察	要経過観察・経過観察・要注意・要再検・ほぼ正常・僅かに異常あり・日常生活に注意・軽度異常・僅かに異常を認めるが日常生活に支障なし・日常生活に注意を要し定期検査・放置可・僅かに異常支障なし・所見はあるが問題なし
要精検	二次検査要・要精密検査・精査を要する
要医療	要治療・要受診・治療を要す・治療が必要・受診及び治療を要する・治療又は医師の直接指導が必要・要指導(医師)
治療中	要治療継続・継続治療・現在治療中・継続加療・治療継続・治療を継続してください
判定不能	判定保留

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程 別表

健康管理区分		養護措置の基準	
生活規正の面	A	要療養	病気休暇(日単位のものに限る)又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	要軽業	勤務の変更、勤務場所の変更、休暇(日単位のものを除く)等の方法により勤務を軽減し、かつ、夜間勤務(午後十時から翌日午前五時までの間における勤務をいう。以下同じ)、超過勤務(正規の勤務時間以外における勤務で、夜間勤務以外のものをいう。以下同じ)及び出張をさせない。
	C	要注意	夜間勤務、超過勤務及び出張を制限する。
	D	健康	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医師による適正な治療を受けさせる。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	医師による定期的な観察指導を受けさせる。必要に応じ、医師による治療を受けさせる。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

【所属記入欄】

健康管理区分

※生活規正の面「D 健康」は、A～C区分の養護措置の基準に該当しないものを全て「D」として扱う。

記入日	年 月 日	勤務上の措置に関する事項
生活規正の面	A 要療養 B 要軽業 C 要注意 D 健康	
医療の面	1 医師による直接の医療行為を必要とする	
	2 定期的に医師の観察指導を必要とする	
	3 医師による直接又は間接の医療行為を必要としない	
		産業医名